

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 19日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 山陽小野田市大字山野井字国木1173番20	
氏 名 株式会社N I T T A N 山陽工場 工場長 長部 勝則	
電話番号 0836-73-1611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社N I T T A N 山陽工場
事業場の所在地	山陽小野田市大字山野井字国木1173番20
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	80億
③従業員数	250名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 砥石変更、工程短縮、研磨しろ削減、 削減液の長寿命化、セミドライ研削、 不良品の削減		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 工程短縮、研磨しろ削減、不良品の削減、 切削液変更による長寿命化		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：汚泥、廃アルカリ、廃油、廃プラ、ガラス屑 取組：それぞれ専用タンク、専用置場を設置し管理を行っている		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今年度なし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と適正な委託契約を締結する。 収集運搬から処分に至るまで、現地確認を実施し記録に残す。		

②計画	【目標】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者への変更を検討する。 リサイクル等可能な処理業者へ委託する。		
※事務処理欄			

(第6面)

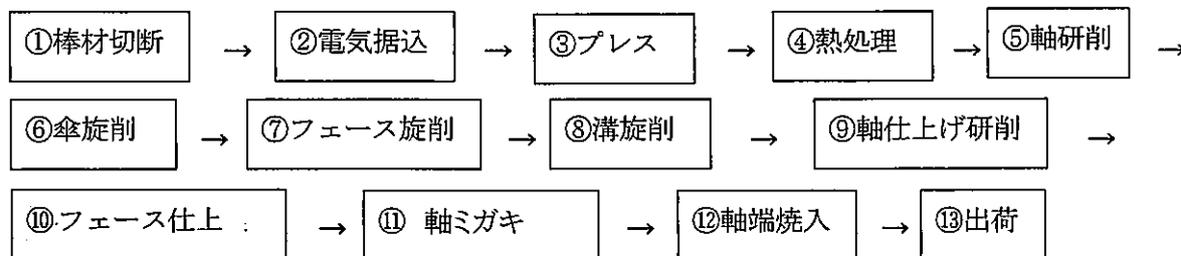
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【別紙1】

1. 工程フロー

エンジンバルブ工程



2. 廃棄物種類別発生工程

廃棄物の種類	エンジンバルブ発生工程NO.
オイルエマルジョン	⑤ ⑥ ⑨
研磨汚泥	⑤ ⑨
ガラス屑	⑤ ⑦ ⑨ ⑩
廃プラスチック	⑬
廃油カーボン	③
シアン汚泥(特管)	⑪
シアン廃液(特管)	⑪

3. 産業廃棄物の種類別発生処理状況

廃棄物の種類	発生状況	処理状況(全て委託処理)
オイルエマルジョン	研削時の冷却水	サーマルリサイクル
研磨汚泥	研削時に発生する汚泥	焼却処理
ガラス屑	研削時に使用した砥石等	粉碎埋立
廃プラスチック	出荷箱等	焼却
廃油カーボン	プレス使用グリス	燃料へ再利用
シアン汚泥(特管)	軸ミガキ工程からの汚泥	コンクリート固化、埋立
シアン廃液(特管)	軸ミガキ工程からの廃液	中和、焼却

【別紙2】

1. 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項
責任者及び廃棄物管理組織図

統括責任者		職	工場長
廃棄物担当及び特別管理産業 廃棄物管理責任者		職	山陽総務グループ
役割	山陽工場 安全衛生委員会	委員長：工場長 委員：各部門長 事務局：総務部 1回/月 安全衛生委員会を開き、各部門と協力し管理体制を徹底する。	
	廃棄物処理 統括責任者	廃棄物処理方針の策案 廃棄物処理に関する事項の決定・承認	
	各部門長	廃棄物処理管理状況の把握・改善等 廃棄物処理の削減・再利用・減量化の実施	
	総務部 保全課施設係	委託業者の選定・契約・現地調査・マニフェスト管理 官庁への各種報告 産業廃棄物を取扱う作業員及び委託業者への専門教育の実施 外来者への工場環境方針パンフレットの配布及び説明 その他関連する事項	

2. 廃棄物の処理に関する事項

- 1) 産業廃棄物の適正処理を確保する為、関連する法令、その他の規則を厳守し行政の環境施策に協力する。
- 2) 収集運搬から処分に至るまで、現地確認を実施し記録に残す。
- 3) 産業廃棄物の削減・再生利用を計画し達成する。
- 4) 廃棄物の処理に付いて次に挙げる事項を実施する。

発生抑制	工法の変更を実施し廃棄物を抑制する 不良品の削減に取り組む 汚泥の水分除去を行い発生重量の削減を行う
再生利用	関連事業所と連携し再生可能な成分の抽出を検討し廃棄物の削減を行う
その他	処理業者と適正な委託契約を行う

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	株式会社NITTAN 山陽工場	所在地(市町名)	山陽小野田市	事業の種類	311
------------	-----------------	----------	--------	-------	-----

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産	燃え殻																				
	汚泥	315	311								315	311	315	311							
	廃油	38	37								38	37	38	37							
	廃酸																				
	廃アルカリ	745	737								745	737	745	737							
	廃プラスチック類	99	98								99	98	99	98							
	紙くず																				
	木くず	10	9								10	9	10	9							
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
業	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	14	13								14	13	14	13							
	紙さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)	1,221	1,205	0	0	0	0	0	0	0	0	1,221	1,205	1,221	1,205	0	0	0	0	0	0	